



6月は梅雨の時期ですが、天気痛に悩まされる方も多いのではないのでしょうか。「雨の前日になると頭が痛くなる」「低気圧が近づくと体が重い」などの症状は、近年原因が解明されはじめ、天気痛という言葉も身近になってきています。天気痛の対策としては、自律神経を整えるための生活習慣の改善や、緊急時の頭痛薬などありますが、無理をせずに休息を取る事が一番の対策のようですので、症状が出た際には、体を休めることが大切です。

～防衛特別法人税～

令和7年3月31日に、法人税の付加税として、「防衛特別法人税」が創設されました。この制度は、防衛費増額の財源確保を目的に創設され、法人税の課税対象となるすべての法人が対象となっています。

今回は、こちらの制度の概要・税負担の影響を確認していきます。

<防衛特別法人税>

① <対象期間>

令和8年4月1日以後の開始事業年度から、大企業・中小企業問わず全ての法人に適用されます（個人事業主は除かれています）。終了時期は「当分の間」とされ、明確な終了時期は未定です。

② <計算方法>

以下の計算により、税額が算出されます。

$$\begin{aligned} \text{基準法人税額} - \text{基礎控除額(年500万円)} &= \text{課税標準法人税額} \\ \text{課税標準法人税額} \times 4\% &= \text{防衛特別法人税額} \end{aligned}$$



！ 注意点！

基準法人税額は、所得税額控除などの税額控除（賃上げ促進税制等）を控除する前の法人税額の事を差します。つまり、各種控除を適用する前の金額が基準となります。

③ <シミュレーション例>

前提として、法人は中小企業・税額控除は無し（法人税＝基準法人税額）、法人税率は年800万円以下の部分に15%、800万円超の部分に23.2%を適用します。

<年間所得800万円の場合>

$$\begin{aligned} \text{基準法人税額} : 800 \text{万円} \times 15\% &= 120 \text{万円} \\ 500 \text{万円控除} \rightarrow 120 \text{万円} < 500 \text{万円} &= \text{防衛特別法人税は } \underline{\underline{0 \text{円}}} \end{aligned}$$

<年間所得2,000万円の場合>

$$\begin{aligned} \text{基準法人税額} : 800 \text{万円} \times 15\% + 1,200 \text{万円} \times 23.2\% &= 398.4 \text{万円} \\ 500 \text{万円控除} \rightarrow 398.4 \text{万円} < 500 \text{万円} &= \text{防衛特別法人税は } \underline{\underline{0 \text{円}}} \end{aligned}$$

<年間所得4,000万円の場合>

$$\begin{aligned} \text{基準法人税額} : 800 \text{万円} \times 15\% + 3,200 \text{万円} \times 23.2\% &= 862.4 \text{万円} \\ 500 \text{万円控除後} \rightarrow 862.4 \text{万円} > 500 \text{万円} &= 362.4 \text{万円} \\ \text{防衛特別法人税額} : 362.4 \text{万円} \times 4\% &= \text{防衛特別法人税は } \underline{\underline{\text{約 } 14.5 \text{万円}}} \end{aligned}$$

このように、基礎控除が500万円あることにより、年間所得4,000万円の法人でも追加負担は年間約15万円程度となります。また、防衛特別法人税が発生する年間所得の分岐点は、約2,400万円～2,500万円となります。

なお、防衛特別法人税は税額が0円であっても確定申告が必要となります。基礎控除により税額が発生しない法人でも、申告義務がありますので、注意が必要です。

～青色申告承認取り消しのデメリット～

法人の青色申告には、様々なメリットがありますが、一定の要件にて青色申告の承認が取り消しとなってしまいます。

＜取消しの要件＞

「帳簿書類を提示しない場合」、「隠蔽・仮装をした場合」等ありますが、どのような法人にでも可能性があるのが「**無申告又は期限後申告の場合**」です。こちらは、簡潔に言えば **2期連続で期限内の申告が出来なかった場合**に青色申告が取り消されるとい内容で、青色申告を継続するためには、しっかりと期限内に申告を行う必要があります。

＜取消しによるデメリット＞

① 赤字の繰り越し・繰り戻しができなくなる

赤字決算となっても、10年間は赤字の繰り越しが可能です。また、繰り戻しに関しては、条件を満たすことで、赤字の金額を赤字が生じた事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に繰り戻して、法人税額の還付請求をすることが可能です。青色申告の承認が取り消された場合、赤字の繰り越し・繰り戻しができなくなるため、税務上大きなデメリットとなります。

② 少額減価償却資産の制度が受けられなくなる

取得価額40万円（2026年3月31日までに取得した資産は30万円）未満の減価償却資産を購入した場合、費用を一括で経費にできる制度です。

青色申告の承認が取り消されれば、10万円以上の資産を購入した場合には、原則として減価償却を行う事となります。

＜自動車・自転車の反則金は、経費になる？＞

2026年4月1日から、自転車の交通ルールが従来よりも厳しいものとなり、自動車同様、交通反則通告制度（罰金制度）が適用されることとなりました。

違反の種類は113種類に上り、今まで以上に交通違反をしてしまうリスクが増えています。交通違反による反則金を会社が支払った場合、会社の経費として認められるのでしょうか。

結論から言いますと、経費としては認められません。

たとえ、会社の業務の遂行に関連する行為（通勤中・配達中）であっても、交通反則金は反則者である個人に課されます。

これを会社の使用者責任として会社が負担する場合、その罰金を経費として認めてしまうと、法人税の納税額が少なくなり、罰金としての意味合いが薄れることとなってしまいます。よって、罰金については費用としては認められず、ただお金が出ていくだけということになります。

なお、会社の業務の遂行に全く関連しない行為（プライベートでの駐禁等）での交通反則金を会社が支払った場合、当然経費として認められないだけでなく、「従業員へ追加の給料を支払った」として、その従業員の所得税と住民税が増額する事となります。

いずれにせよ、交通マナーにはより一層の注意を図りましょう。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
今月は、積み重ねてきた努力が実る月です。新たな挑戦も幸運につながります。	好奇心が幸運を呼びます。新しい出会いと発見に恵まれる好調な月となります。	行動力が運気を押し上げる躍進の月です。前向きな姿勢が成功を引き寄せます。	直感が冴えひらめきが味方をする月となるでしょう。それらを大切にすることでチャンスが生まれます。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。